

令和7年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査結果

令和7年度に介護サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	医療法人社団秀仁会 ホームケアステーションさくら	訪問介護	令和7年 5月26日
2	ヘルパーステーションくさばな	訪問介護	令和7年 6月19日
3	訪問介護ステーション仁恕苑	訪問介護	令和7年 8月 7日
4	リハビリ型デイサービス 戸倉ヴィラ別館	地域密着型通所介護	令和7年 9月16日
5	デイサービスセンターくさばな	通所介護	令和7年10月30日
6	デイサービス戸倉ヴィラ別館	地域密着型通所介護	令和7年11月17日
7	草花ケアサポート	居宅介護支援	令和7年11月26日
8	草花ホームケア	訪問介護	令和7年11月27日
9	こいかわの郷	認知症対応型通所介護	令和7年12月 5日
10	あきる台 グループホーム滝山	認知症対応型通所介護	令和7年12月22日
11	あきる台 グループホーム秋川	認知症対応型通所介護	令和8年 1月15日
12	グループホームはびねす草花	認知症対応型共同生活介護	令和8年 2月18日
13	サンライズこやす	小規模多機能型居宅介護	令和8年 3月 4日
14	東部高齢者はつらつセンター	介護予防支援	令和8年 3月11日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指導
運営管理	6	31
サービス提供	6	43
合計	12	74

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指導：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
運営規程・重要事項説明書	・重要事項説明書に必要事項（第三者評価の実施状況、虐待の防止についての項目、事故発生時の対応方法、苦情連絡窓口の連絡先等）が記載されていない ・運営規程と重要事項説明書に記載している事項が相違している	1 6	都条例第 9 条、第 12 条、第 112 条準用（第 12 条） 市条例第 20 条、第 73 条、第 80 条準用（第 9 条）、第 122 条、第 128 条準用（第 9 条） 市地密条例第 59 条の 20 準用（第 9 条）、第 100 条、108 条準用（第 9 条）
個別支援計画の作成	・個別支援計画が適切に作成されていない ・居宅サービス計画に位置づけられたサービスを個別支援計画に記載していない ・個別支援計画に位置付けのないサービス提供を行っていた	1 4	都条例第 28 条、第 107 条 市条例 59 条の 9、第 59 条の 10、第 118 条 市地密条例第 78 条
心身の状況等の把握（アセスメント）	・個別支援計画を作成する際、アセスメントを実施していない ・アセスメントを実施しているものの、サービス提供の必要性について、十分に課題の把握をしていない	1 2	都条例第 28 条、第 107 条 市条例第 15 条、第 32 条、第 59 条の 6、59 条の 10、第 118 条
加算関係	・特定事業所加算Ⅱについて、「前回のサービス提供時の状況」がサービス提供責任者及び訪問介護員等の間で適切に伝達及び報告が行われていない ・加算の要件となっている、会議について、全従業者が参加したことが記録上確認できない	9	老企 36 号第 2 の 2 の(14)
モニタリング	・サービス提供の実施状況や評価について、利用者等へ説明していない ・目標の達成状況、実施状況及び評価について、適切に実施していない	6	都条例第 28 条、107 条 市条例第 15 条、118 条

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

「都条例」：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）

「市条例」：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 26 日条例第 1 号）

「市地密条例」：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 28 日条例第 2 号）

「老企 3 6 号」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）